

テニスコート利用規則

(目的)

第1条 この規則は、亀田総合病院健康保険組合（以下「健保組合」という。）の被保険者及び被扶養者の体力づくり、並びに健康の保持増進を目的として設置したテニスコートの利用について必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 このテニスコートを利用できる者は、健保組合の被保険者及び被扶養者とする。

但し、健保組合が認めた者には利用させることができる。

(テニスコートの利用時間等)

第3条 テニスコートの利用時間は、午前9時から午後5時00分までとする。

また、健保組合は特別の事情があるときは利用時間の変更又は休日とすることができる。

(利用者の利用時間)

第4条 利用者の利用時間は原則として1日1回2時間とする。

但し、利用に支障を来さない場合はこの限りでない。

2 前項にかかわらず大会及び試合などで健保組合が必要と認めた場合は別途考慮する。

(利用申込み)

第5条 テニスコートを利用する者は、あらかじめ予約窓口へ電話又は窓口へ直接予約のうえ、所定の利用申込書を提出するものとする。

申し込みの受付は、利用日の属する月の1ヶ月前の初日から利用日の前日までとする。

(利用の承認)

第6条 前条の申込みの承認は、先着順によるほか、申込人員及び利用事情を勘案して調整し、利用承認書を交付する。

但し、健保組合の主催する行事を最優先とし、既に承認した利用者の予約日を変更する場合がある。

この他、健保組合が必要と認めた行事についても利用の調整を行うことがある。

(利用の取消し)

第7条 利用承認書の交付を受けた者が利用を取り消すときは、利用日の5日前までに予約窓口に申し出なければならない。

(利用承認書の携行)

第8条 利用者は利用当日、必ず利用承認書を持参し、健保組合又は管理者から要求のあったときは、これを提示しなければならない。

(利用の秩序)

第9条 健保組合は、テニスコートの利用者が次の各号の1に該当すると認められるときは、その者の利用を拒むことができる。

- (1) 公の秩序及び風紀を乱し、他に迷惑をかけたとき
- (2) 利用申込書に不実の記載を行い、又は不正な利用を行ったとき
- (3) 管理者の提示に従わないとき
- (4) その他管理運営上、支障があったとき

(損害賠償)

第10条 利用者が故意又は過失によってテニスコートの設備又は備品を毀損滅失したときは、利用者と利用責任者は連帯してその損害を賠償しなければならない。

(健保組合の免責)

第11条 天災地変又はこれに準ずる災害、若しくは駐車場及びコート内において発生した盗難、負傷その他の事故については健保組合は一切の責任を負わない。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。